

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

能代市長 鍋谷 暁

市町村名 (市町村コード)	能代市 (05202)	
地域名 (地域内農業集落名)	東雲・米代地区 (向能代、落合、須田、竹生、栗山、小土、吹越、真壁地、松原、荷八田、 朴瀬、築法師、丑越、比八田、鳥形、外荒巻、藤切台、産物、米代、拓友)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年5月8日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・能代地区国営総合農地開発事業により基盤整備が進み、本市農業の中心的地域である。
- ・広大な面積を利用した大規模経営体も多く、他地域の経営体の参入も多い地域である。
- ・大豆農家は他地域からの依頼等が多く、様々な地域で耕作している。
- ・大豆の作付けが多い地域のため、水張り5年の問題がネックとなっており、将来の経営計画が立たない。
- ・野菜の作付に力を入れてきた地域もある。
- ・広大な面積に見合う労働力確保のため、後継者の育成や新規就農の促進が喫緊の課題である。
- ・地域の組織化の検討も考えられる。
- ・1,000~3,000㎡単位の農地が多く大きな機械が入れない。
- ・将来的には借り受ける予定の農地の耕作者がいつリタイアするか分からないため、経営の計画が立たない。
- ・落合地区では、専業農家が1人しかいない。
- ・真壁地地区や吹越地区では農地を借りる競争になっている。
- ・荷八田地区では、地域外農業者が農地を管理しない問題が起きたため、地域内の農業者で経営していく傾向が強い。
- ・須田地区では後継者が少なく、10年後となれば数人になるため基盤整備事業で集積、集約が必要だが、所有者不明農地が多く前に進まない状況である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・新規就農者を地域のベテラン農業者が支えていくような雰囲気を作る。
- ・資金面の負担や労働力確保のため、地域の組織化を検討していく。
- ・耕作放棄地を解消する。
- ・規模拡大を目指す個人経営体が協力して法人を立ち上げ、法人経営体に集積・集約する。
- ・特に高齢化や後継者不足が顕著な地域は法人への集積を検討する。
- ・次世代の担い手を発掘する。
- ・農地の大区画化等による耕作条件改善のため、基盤整備事業や土地改良区に編入していない地域は編入することを検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2,447 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2,384 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる農用地とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・向能代地区では参入を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
- ・落合地区では参入を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
- ・須田地区では参入を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
- ・竹生地区では規模拡大を希望する経営体へ集積・集約を進め、次世代の農業者が参入しやすいように、スマート農業の環境を整える。
- ・坂形地区では規模拡大を希望する経営体へ集積・集約を進めていく。
- ・磐地区では規模拡大を希望する経営体へ集積・集約を進めていく。
- ・吹越地区では規模拡大を希望する経営体へ集積・集約を進めていく。
- ・真壁地地区では規模拡大を希望する経営体へ集積・集約を進めていく。
- ・荷八田地区では規模拡大を希望する経営体へ集積・集約を進めていく。
- ・朴瀬地区では参入を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
- ・比八田地区では規模拡大を希望する経営体へ集積・集約を進め、収益の多い野菜の作付にも力を入れていく。
- ・外荒巻地区では参入を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
- ・産物地区では参入を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
- ・東雲原地区では中心経営体(法人)へ集積・集約していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付ける。
- ・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・毎年行われる話し合いを農地の所有者にも周知し、耕作が困難な場合は制度の活用を勧めるようにする。

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・地域全体として、基盤整備事業により大区画化や水量の確保等による耕作条件の改善を図りたいが、所有者不明農地の問題がネックとなっている。また、土地改良区に編入していない地域も多い。
- ・大豆の作付けが多い地域であるが、基盤整備事業を実施しても水張り5年の問題はついてくるため、なかなか前に進みづらい状況である。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・市農業振興課、農業委員会、JA、土地改良区等の関係機関と連携し、多様な経営体の確保、育成に努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- ・必要に応じて活用を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】